商 務 文 書 認 証

日本で作成された文書は、台湾関係官庁への提出前に各管轄の弁事処(東京･横浜･大阪･福岡･沖縄･札幌)による認証を必要とされる場合があります。

認証の要否については、台湾の提出先機関に確認してください。

領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限ります。

本大阪弁事処 管轄区域	**近畿地方**	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	奈良県	和歌山県
	東海地方	愛知県	岐阜県	三重県			
	北陸地方	富山県	石川県	福井県			
	中国地方	鳥取県	島根県	岡山県	広島県		
	四国地方	徳島県	香川県	愛媛県	高知県		

～ 文 書 種 類 ～

公文書	**管轄内の政府機関[官公署･教育機関等]にて発行/認証された文書** 例.会社登記簿謄本･印鑑証明書･戸籍謄本･居住者証明書･納税証明書 営業/製造業許可証･ 医療器具製造承認書･卒業証書等 注1)本処管轄外で発行された公文書は不可(2019/12/01～) 注2)原本の認証…事前公証不要 注3)コピーへの認証…要原本提示(事前公証を受けた場合も同様) 注4)複数頁…頁番号等がない場合は、要割印 注5)戸籍謄本/卒業証書の認証…要本人のパスポートコピー 注6)公文書と私文書をひとまとめにした事前公証は不可 注7)公印の無い公文書(割印不可)は私文書とし、要事前公証
私文書	**管轄内を所在地とする企業(当事者居住地)にて作成された文書** **日本全国における商工会議所･財団法人･検定協会等にて発行された前出企業の文書** 例.委任状/授権書･宣誓書･議事録･定款･販売証明書･契約書 成分表･受益者証明･在職/社内経歴証明書･本文に対する訳文等 注1)文書の種類に関わらず一律法人名義による事前公証必須(2025/07/01～) 注2)契約書等…署名者による事前公証必須 注3)弁護士/会計士/行政書士名義の文書等…名義者本人による事前公証必須 注4)事前公証…本処管轄内の公証役場に限る　公証役場一覧 また各文書に分けて一部ずつ個別で公証を受けること 注5)在職/経歴証明書…要本人のパスポートコピー 注6)訳文･･･本文と要同時認証且つ要事前公証(「○の翻訳文」等の表題を要明記) a.本文が公文書―本文は本処にて直接認証が必要な為、 公文書コピーと併せて訳文に公証を受けること b.本文が私文書―本文と併せ、ひとまとめで公証を受けること 注7)統一證號の変更や居留證の延長手続き等に関する委任状/授権書は 本人の直筆署名確認の為、個人文書認証での申請　個人文書認証 注8)代表者のパスポート認証は事前公証を受ければ、商務文書認証としても申請可能

台北駐大阪経済文化弁事処

～必　要　書　類(公文書)～

◆法人代表申請

1	申請表
2	認証文書の原本　※認証部数
3	認証文書の全頁コピー　※認証部数と要同部数
4	印鑑証明書　※直近3ケ月以内発行
5	履歴事項全部証明書　※直近3ケ月以内発行 —台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出
6	代表者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー ＊運転免許証は要両面コピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費 用	現金 2,300円 / 1部　※受理後のキャンセルは不可

◆代理申請

1	申請表
2	認証文書の原本　※認証部数
3	認証文書の全頁コピー　※認証部数と要同部数
4	印鑑証明書　※直近3ケ月以内発行
5	履歴事項全部証明書　※直近3ケ月以内発行 —台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出
6	代理委任状原本 —事前公証不要 —印鑑証明書上の印鑑を要押印 —認証文書の署名が代表者ではない場合、代署の旨を要明記　署名者不同
7	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー ＊運転免許証は要両面コピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者…原本とその両面コピー
費 用	現金 2,300円 / 1部　※受理後のキャンセルは不可

＊製造業許可証の認証に関する注意事項について

輸出元の企業が製造元に代わって認証する場合、

下記文書のコピーをひとまとめにした上で、事前公証を受けてください。

又、公証済みコピーの変更届にある該当製造元企業名に付箋で印をつけてください。

・医薬品製造販売承認事項軽微変更届

・医薬品製造販売承認申請書

・製造業許可証

台北駐大阪経済文化弁事処

～必　要　書　類(私文書)～

◆法人代表申請（会計士/弁護士本人を含む）

1	申請表
2	公証済みの認証文書原本　※認証部数
3	公証済みの認証文書の全頁コピー　※認証部数と要同部数
4	印鑑証明書　※直近3ケ月以内発行
5	履歴事項全部証明書　※直近3ケ月以内発行 —台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出 —弁護士/会計士/行政書士の場合･･･各資格会員登録証明書
6	代表者(弁護士/会計士/行政書士)の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー ＊運転免許証は要両面コピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者･･･原本とその両面コピー
費 用	現金 2,300円 / 1部　※受理後のキャンセルは不可
要署名文書	領事の面前にて署名が必要な為、未署名の文書を要提出

※代表者が来処する場合は、事前にお問い合わせください。

◆代理申請

1	申請表
2	公証済みの認証文書原本　※認証部数
3	公証済みの認証文書の全頁コピー　※認証部数と要同部数
4	印鑑証明書　※直近3ケ月以内発行
5	履歴事項全部証明書　※直近3ケ月以内発行 —台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出 —弁護士/会計士/行政書士の場合 ①各資格会員登録証明書 ②弁護士/会計士/行政書士の顔写真付公的身分証明書 (パスポート或は運転免許証)のコピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可
6	代理委任状原本 —事前公証不要 —印鑑証明書上の印鑑を要押印 —認証文書の署名が代表者ではない場合、代署の旨を要明記　署名者不同 —事前公証の代理公証者名を要明記　代理公証済
7	代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー ＊運転免許証は要両面コピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー ②在留カード所持者･･･原本とその両面コピー
費 用	現金 2,300円 / 1部　※受理後のキャンセルは不可

台北駐大阪経済文化弁事処

～ 必 要 書 類 ～

◆郵送申請（公文書のみ可）

1	申請表
2	認証文書の原本　※認証部数
3	認証文書の全頁コピー　※認証部数と要同部数
4	印鑑証明書　※直近3ケ月以内発行
5	履歴事項全部証明書　※直近3ケ月以内発行 —台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出
6 法人代表 申請の場合	代表者の顔写真付公的身分証明書（パスポート或は運転免許証）のコピー ＊運転免許証は要両面コピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートのコピー ②在留カード所持者…両面コピー
7 代理 申請の場合	代理委任状原本 —事前公証不要 —印鑑証明書上の印鑑を要押印 —認証文書の署名が代表者ではない場合、代署の旨を要明記　署名者不同
8 代理 申請の場合	代理人の顔写真付公的身分証明書（パスポート或は運転免許証）のコピー ＊運転免許証は要両面コピー —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 ※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートのコピー ②在留カード所持者…両面コピー
費 用	現金 2,300円 / 1部　※受理後のキャンセルは不可
返送用 封筒	レターパックライト：全項目を記入後、追跡用として事前に 「ご依頼主様保管用シール」を剥がしておくこと
郵送方法	現金書留…書類と費用が別々の郵送になる場合、その旨を要追記
宛先	〒530-0005　大阪市北区中之島2-3-18　中之島フェスティバルタワー17階 台北駐大阪経済文化弁事処　領務部　文書認証係 TEL:06-6227-8623
備考	・書類不備や本処管轄外の文書は、認証不可とみなし着払い返送 ・本処に申請書類が届いてから、約5開館日後の返送 ・郵送に関する通知連絡は行っていない為、自身で追跡番号を要保管

台北駐大阪経済文化弁事処

≪注意事項≫

・本処では申請者用のコピー機を設置していませんので、事前に用意してください。
A4白黒の縦方向でコピーを取ってください。

・申請の際、案件によっては追加書類が発生することもあります。

・追加認証が発生した場合、それに伴い追加費用も要します。

・公文書と私文書を同時に認証する場合、
重複している必要書類(申請表・印鑑証明書等)は、1部ずつの提出でかまいません。

・商工会議所・財団法人・検定協会等にて発行された文書は、
本処管轄内の公証役場における事前公証が必要です(2021/01/01～)

・コピー認証ができない文書もある為、必要な場合は事前にお問い合わせください。

・本処管轄外の地域で発行された文書は、各管轄の弁事処にて申請してください。

≪お問い合わせ先≫

本大阪弁事処	
住所	〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階
E-Mail	osaka@mofa.gov.tw
開館日	月～金曜日
休館日	土・日・祝祭日(その他の休館日は、本サイトのお知らせをご参考ください)
受付時間	■申請・・・9:00～11:00 & 13:00～14:30 ＊予約不要 ■受領・・・9:00～11:30 & 13:00～15:00 ＊開館/受付時間は予告なく調整される場合がある為、 本サイトのお知らせにて最新情報を確認の上、ご来処ください。
交付日	受理翌日起算5開館日
受取方法	2通り

各弁事処	電話番号	管轄区域
駐日代表処	03-3280-7800	関東・甲信越・東北地方
横浜弁事処	045-641-7737	神奈川県・静岡県
福岡弁事処	092-734-2810	九州地方・山口県
那覇弁事処	098-862-7008	沖縄県
札幌弁事処	011-222-2930	北海道

台北駐大阪経済文化弁事処